

備中庭瀨藩板倉家伝来の古文書覚

水野恭一郎

一

板倉氏が、備中国賀陽郡庭瀨（現、岡山市庭瀨）二万石の領主となつたのは、江戸中期の元禄十二年（一六九九）二月、板倉重高が、それまでの上総国市原郡高滝から、この地へ移封された時からである。しかし、この庭瀨藩主板倉家では、その藩の祖として、重高の高祖父にあたる板倉重昌（そのころは三河国額田郡深溝藩主。現、愛知県額田郡幸田村深溝）を仰いでいる。そして、初代庭瀨藩主重高から五代目の勝喜の時、寛政四年（一七九二）、庭瀨の藩邸内に、遠祖板倉重昌および、その嫡男重矩しげのりを祀る御廟として、清山神社すみやまを創建するとともに、この重昌・重矩に関係する主要な文書を社殿内に奉安した。この文書の類は、近時、清山神社から庭瀨の吉備公民館に移して保管されているが、これら板倉重昌および重矩の關係文書の内、特に注目に価するもの若干を、ここに取りあげて、その文書の周辺を尋ねてみたい。なお、藩祖とされる板倉重昌は、江戸幕府のもとで初代の京都所司代となつた板倉勝重の三男である。

板倉氏は、その祖先を、鎌倉中期のころ、足利泰氏の次男で下野国足利郡板倉郷（現、足利市板倉町）に住し、足利一門の名家渋川氏の祖となつた渋川義顕（板倉二郎と称したこともある）に仮託し、板倉の姓も、これに因むものとしているが、この点については確証はなく、板倉氏の家系がほぼ明らかになるのは、戦国時代、板倉勝重の

祖父頼重のころからである。そのころ頼重は、三河国額田郡小美村（現、岡崎市小美町）に住し、三河松平家の支族である深溝松平家の、松平大炊助忠定に属していた。頼重の嫡子好重も、引きつづき松平忠定の子好景に仕えたが、永祿四年（一五六一）四月、同国の吉良義昭との合戦で、好景の深溝城外で、主君とともに討死を遂げ、碧海郡中島村（現、岡崎市小島町）の永安寺に葬られた。この永安寺は、その後、板倉勝重の代、慶長のはじめに、幡豆郡貝吹村（現、西尾市貝吹町）へ移されて、寺号を長円寺と改め、以来、板倉家代々の菩提所となっている。

好重討死のあとは、その三男定重が継いだ。この定重も、天正九年（一五八一）三月、徳川家康が武田勝頼の属城遠江国高天神城（現、静岡県小笠郡大東町）を攻略した合戦に従軍して討死を遂げた。

板倉勝重は、好重の二男で、討死した定重の兄であるが、早くより出家して、前記の永安寺の住侶となり、香誓宗哲と号していたが、定重の死によつて、主君徳川家康の仰せをうけて、還俗して板倉の家督を継いだ。爾来、勝重は、家康の信任を得て重く用いられ、関ヶ原の合戦後、慶長六年（一六〇一）には、米津清勝・加藤正次とともに、京都三奉行の一人となり、更に、慶長八年二月、徳川家康の將軍宣下後、勝重は、正式に初代の京都所司代に挙げ用いられた。以来、將軍家康および二代將軍秀忠のもとで、京都所司代の任にあること十七年、その間、京都の民政はもとより、幕政の上でも重責を果たし、所領も都合一万六千六百石余を領した。元和六年（一六二〇）高齢により、その職を辞し、四年後の寛永元年（一六二四）四月、京都堀川の邸で死去した。（年八十一歳）

勝重の家督は嫡男重宗が継ぎ、元和六年父勝重辞任のあとを引きついで、江戸幕府二代の京都所司代となり、二代將軍秀忠・三代將軍家光から厚い信任をうけて、父勝重につづいて、幕政に貢献するところ多く、四代將軍家綱治世の初め承応三年（一六五四）に至るまで、歴代京都所司代中、最長の、実に三十四年の長きにわたつて京都所司代の任にあり、殊にその善政を謳われた。その晩年、明暦二年（一六五六）には、下総国葛飾・猿島・相馬・豊田四郡の内五万石を領して、葛飾郡関宿城を賜り、（現、千葉県葛飾郡関宿町）、この年十二月朔日、関宿に

において卒去した。(年七十一歳)

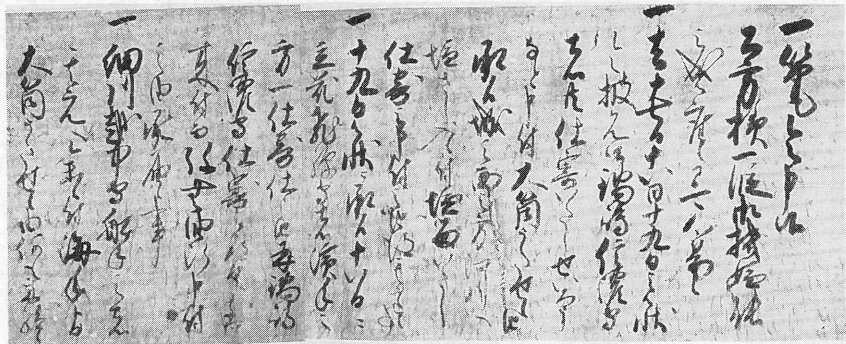
このように、板倉氏の嫡宗は、勝重・重宗の二代、合わせて五十一年、まさに半世紀にわたって、江戸幕府成立初期の京都所司代の職を勤め、徳川氏譜代の大名の中でも、重んぜられる存在となったのである。そして、備中庭瀬藩主の板倉氏が、その遠祖と仰ぐ板倉重昌は、勝重の三男で、重宗の弟である。

二

板倉重昌は、天正十六年(一五八八)の生まれで、父勝重・兄重宗と同様に、徳川家康に仕えて近侍し、殊に、慶長十年(一六〇五)家康が將軍の職を秀忠に譲って、慶長十二年駿府に居城するようになってからも、駿府城において、松平正綱・秋元泰朝とともに、近習の出頭人に補せられるなど、家康の信任が厚かった。次いで大坂冬・夏の陣にも出陣して、天王寺口を守って功あり、元和二年(一六一六)家康死去の年までに、累進して五千二百三十石余を領したが、更に寛永元年(一六二四)父勝重の没後、その遺領の内、三河国額田・幡豆・碧海三郡内で六千六百十石余を分かち与えられて、都合一万千八百五十石余を領して、額田郡深溝に住した。なお、その後、寛永十年(一六三三)封地の新田を合わせて一万五千石の大名となっている。

三代將軍家光からの信任も厚く、その前年、寛永九年十月、細川忠利が、加藤忠広改易のあとをうけて、豊前小倉城から肥後熊本城主に、忠利の父忠興が豊前中津城から肥後八代城主に、小笠原忠真が播磨明石城から豊前小倉城主に、それぞれ移封されるにあたって、板倉重昌が上使を命ぜられて九州に赴き、城引渡の重役を勤めている。これらのことも、重昌の、將軍家光からの信任の厚かったことを示すものであろう。¹⁾

このような細川・小笠原氏など、九州の有力な大名たちとの間の因縁もあつてか、寛永十四年(一六三七)十一月、益田時貞(天草四郎)を盟主に、農民軍が蜂起して、肥前国島原の原城に立て籠って一揆を起した、いわゆる



〔文書一〕江戸幕府老中連署奉書（部分）

島原の乱に、板倉重昌は、十一月九日、九州の諸大名を督励して一揆を鎮定せしめるための上使を命ぜられて、十二月五日には島原に着陣し、原城攻囲中の細川忠利の子光尚、筑後柳河城主立花宗茂、筑後久留米城主有馬忠頼、肥前佐賀城主鍋島勝茂らの軍勢の指揮にあたった。

庭瀬藩板倉家伝来の古文書には、この島原の乱に際しての、板倉重昌に関する文書が、二通伝存している。その内の一通は、（寛永十四年）十二月晦日付の江戸幕府老中連署奉書で、この文書は、島原の陣中から、板倉重昌が、十二月十七・十八・十九日の三日間、島原の戦況を、相ついで江戸に報告したのに対する幕府からの返書である。この文書に記されているところによれば、〔文書一〕

一 筆令申候、（将軍家志）公方様一段御機嫌能被成御座候間、可心易候、

一、去十七日（十月）・十八日・十九日之御状令披見候、鍋島信濃守者共、仕寄いたし、せいろ（弁巻）うなと申付、大筒うたせ候由承候、城之西之方河

川へ塩さし入候付、塩留いたし、仕寄被申付之由、得其意候事、

一、十九日御状二承候、十八日二立花飛驒守者、浜手之方、一仕寄仕之由、并鍋島信濃守仕寄之道具到来付而、弥無油断、申付之由、承

届候事、

一、細川越中守船手之者、其元へ参候付、海手より大筒うたせ候由、（船利）何も示給候之趣、達上聞候、度々如申入、其元之様子、追々可被申

上候、恐々謹言、

(寛永十四年)

十二月晦日

(土井利勝以下
老中四名連署)

板倉内膳正殿

とあつて、十二月中旬、板倉重昌の都督下における原城攻囲の様子的一端をうかがうことができる。

しかし、その後も一揆鎮庄の戦況は、急には、はかばかしい進展を見得ない状況のもとで、幕府では、これよりさき十一月二十七日、老中松平信綱(武蔵忍城主)および美濃大垣城主戸田氏鉄(うじかね)を、重ねて島原の一揆鎮庄の上使として派遣し、この両将に率いられた凡そ五千の軍勢が、十二月二十九日には、すでに豊前小倉(城主小笠原忠真)に着陣していることが伝えられた。この上使松平信綱らの重ねての派遣は、板倉重昌にとっては、幕府の閣老たちから、自分の無力が問われていることに外ならないと、疑心をいだき、松平信綱らが島原に到着する以前に、原城の攻略を果たさなければ面目が立たないとの、追いつめられた境地に立たされたことは、察するに難くないところである。

このような追いつめられた心境のもとで、重昌は、十二月晦日、急遽諸將を集めて協議し、明日、年明けて寛永十五年の正月元旦を期して、まさかの敵の虚を衝く作戦を立て、元日の早朝より原城に総攻撃をかけたのである。しかし、一揆の守りは固く、その反撃によって、重昌方の軍勢は多数の死傷者を出して敗退し、重昌自身も、原城の塹壕において銃弾にあたって討死を遂げたのである。

この日の早朝、出陣にあたって、重昌が書き残した置文が、板倉家の古文書に伝存しており、それには、次のごとき言葉と和歌が書き記されている。(「文書二」) 即ち、先ず詞書には、

こそのあらたまにハ、(去年)ゑほしの緒をしめ、(鳥櫃子)けふハひきかへて、(今日)甲の緒をしめ、出陣仕候。誠二うつりかわれる

三三のちしほふまか
 緒をまきりしひさかた
 甲の緒をまき出陣し
 うたひかまわつ世のま
 しこ更のまきりし
 うたひし
 わいぬの年をむせり
 まのまのこまきまき
 うたひ
 こり初らつて
 板倉内膳

〔文書二〕板倉重昌置文

世のならひ、今更のやうに存候。はや
行立うつたち申候。

と記され、去年の元旦には烏帽子の緒を締め
 て江戸城に登城したのに引替えて、今年の元
 旦は、今ここに、甲の緒を締めて出陣する立
 場に置かれたことについて感懐を述べ、この
 詞書につづいて、

あらたまの年に任せてさく花の

(名) なのミのこら(姓)ハさきかけとしれ(短)

(寛永十五年)

とらの

正月朔日とらの刻

(重昌)板倉内膳

と、一首の和歌を書き留めている。このあと、
 この日の合戦に、重昌は討死を遂げたのであ
 るから、この和歌は、まさに重昌の辞世とな
 ったのである。時に重昌五十二歳であった。
 なお、「文書二」の(寛永十四年)十二月晦
 日付の老中奉書は、当然、重昌の手には渡る
 ことなく、父に従って島原の陣中であつた嫡

男重矩の許に届いたことになる。

三

寛永十五年正月元旦の城攻めが敗退に終った直後の正月四日、松平信綱・戸田氏鉄らの軍勢が有馬に着陣し、以後、松平信綱は、肥後熊本の本細川忠利・肥前佐賀の鍋島勝茂・筑後柳河の立花宗茂・筑後久留米の有馬豊氏・筑前福岡の黒田忠之・豊前小倉の小笠原忠真ら、九州の諸大名を督して、改めて原城に対する激しい攻撃を仕掛け、板倉重昌の討死から二ヶ月を経た寛永十五年二月二十八日、原城は遂に陥落したのである。

この二ヶ月にわたる原城攻囲の陣に、板倉重矩も、父重昌の弔合戦として、大いに戦功を励ましたことは勿論である。『寛政重修諸家譜』の板倉重矩の事項には、

十五年二月二十七日、鍋島信濃守勝茂が勢とともに城に乗入、二十八日、細川越中守忠利が仕寄場に在いて、父の弔合戦せむとて、すすみて柵をやぶり、みずから鎗を接へ、戦功を励す。

と記している。島原の乱鎮定の翌年、寛永十六年六月、板倉重矩は父の遺領を継いだが、その遺領一万五千石の内、五千石を弟重直に譲与し、重矩みずからは一万石を領して、三河国の所領内の居所を、それまでの額田郡深溝から、碧海郡中島に移している。この年、重矩は二十三歳である。

備中庭瀬藩の板倉家に伝存する板倉重矩関係の文書で、最も早期に属する文書は、重矩が家督を継いで十八年後の明暦三年（一六五七）のものであって、この年の正月、江戸はじまって以来の大火となった、いわゆる明暦の大火（俗に振袖火事ともいう）の直後のころの江戸の様子を、重矩が、三河の領内にある板倉家代々の菩提寺長円寺の住持に書き送った自筆の書状である。

この明暦の江戸大火は、明暦三年正月十八日の昼過に、本郷丸山の本妙寺から出火、翌十九日にかけて、江戸城

下の大半を焼きつくし、火は更に江戸城にも及んで、天守閣をはじめ、本丸・二の丸・三の丸を焼き、僅かに西の丸のみが残ったほどの未曾有の大火で、『徳川実紀』⁵にも、

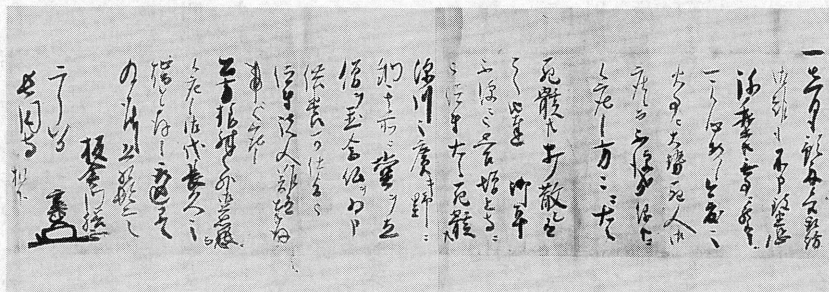
凡そ兩日の火に、本城并に二・三丸をはじめ、諸大名の邸宅、其大なるもの五百軒、士庶の屋舎はかぞふるにいとまなし。神社・仏閣三百余所、倉廩九千あまり、橋梁六十、市井八百町（或は五百余町）、道程を縦横に計れば二十二里八町、ことごとく焦原となりしかば、歴世の旧記・武具・宝珍多半、このときの災を免るゝもの、公私とも、いとまれなり。実に、神祖府（徳川家廟）を関東にひらかせたまひしよりこのかた、いまだあらざる天災とぞ聞えし。

と記している。板倉重矩の書状は、これより凡そ二十日後の二月八日に長円寺へ書き送られたものであるが、かなり長文なので、一部を省略して、その主要な部分の記述について解説してみたい。「文書三」　まず、その書状の冒頭のところでは、

今度爰元大火事、絶言語候儀候、就夫、入用ニ可有と被思召、金子爲御持遣御借、則爰許へ相届申候、時分柄、一入之御心入、別而忝存候、此表二而ハ、親類・縁者も皆火事二逢、金子無心可申方も無之、致迷惑候処ニ、右之段大慶存候。

とあつて、板倉氏の江戸の藩邸も類焼し、また親類・縁者なども、皆ほとんど火災に罹つて、復旧に必要な金子の調達もむずかしく、困惑しているところへ、長円寺から金子が届けられたことへの感謝の意を述べ、また文末に近しいところでは、

今度之火事ニ、大勢死人御座候而、不便成儀共ニ御座候、方々ニ右之死骸共打散シ有之由、達御耳、不便ニ被思召、増上寺ニ被仰付、右之死骸共、深川之広キ野ニ納、其所ニ堂ヲ立、僧ヲ置、念仏ヲ爲申、供養可仕旨被仰付、諸人難有奉存事ニ御座候、公方（御單家廟）様殊之外御慈悲ニ而御座候、御代長久之端と存候、



[文書三] 板倉重矩書状〔部分〕

と記して、この大火による死者の収容、その供養のための御堂の建設が進んでいる様子が記されている。文中の「増上寺二被仰付」とあるのは、当時の増上寺方丈の遵誓貴屋上人であり、深川の野に建てられた供養の御堂というのは、即ち回向院（浄土宗）である。

なお『徳川実紀』

には、この死者の収容・供養のことについて、

世に伝ふる所は、正月の廿四日、肥後守正之、増上寺へ代参にまかりしに、こゝもかしこも焦爛せし尸骸、大路に其まゝ積かさね、貴賤男女のわかちもなかりしを見て、かつ驚き、かつかなしみ、人をはせて、焼原あまねく見めぐらせしに、すべて浅草門の辺までは四面みなかくの如しと申ける。正之大に憂ひ、(中略) かくの如く捨置に忍びんや、早く埋葬し祭祀せられば、大恩の枯骨に及ぶといへらん仁政の一端なるべしと、諸老臣に会議し、牛島(本所)に五十間の地を定め、府内の船主等に課し、累骸をかしこに運しめ、瘞埋し、

とあって、死者の収容・供養のことに、殊に保科正之の尽力が大であったことを伝えている。

なおまた、重矩書状の追而書きのところには、「尚々、爰元飢人共二、去月廿一日より所々二而粥御施行、于今被仰付、難有儀と諸人申候」と、罹災者の救恤のために、正月二十一日以来、二月八日当時に至るまで、

所々で粥の施行が行われていることも伝えてある。

四

板倉重矩は、その後、万治三年（一六六〇）十一月、大坂定番を命ぜられ、同時に摂津国住吉・西成・河辺・豊島四郡の内で一万石を増加されて、二万石となったが、左記の文書は、重矩が、その翌年五月、大坂定番の任に赴いた時の、幕府への報告に対して答えた老中奉書である。（文書四）

御状令披見候、（將軍家様）公方様益御機嫌能被成御座、恐悦旨、尤之事情、將又、其方儀、今度首尾好御暇、忝被存候、參州知行所江到着、緩々と用意有之而、去十一日被致發足候、十五日於大津、石川播磨守出合、自其、京都・淀江立寄、御用隙明次第、大坂江可被罷越之由、令承知候、示給之段、可及上聞候、恐々謹言、

（寛文元年）

五月十五日

板倉内膳（重矩）正殿

（酒井忠清以下
老中三名連署）

この文中に、大津において「石川播磨守出合」とあるのは、重矩と同時に大坂定番を命ぜられた伊勢国神戸城主石川総長であつて、大津で落ち合い、ここから兩人同道して、京都・淀を経て、任地の大坂へ赴いたようである。大坂定番は、大坂城代を輔佐して、大坂城の警備に当る重要な役職で、中央の大手門をはさんで、大坂城北西の京橋口定番と、南東の玉造口定番の二員が置かれたが、このとき板倉重矩は京橋口、石川総長は玉造口の定番であつた。^⑧

なお、これとほぼ時を同じくして、重矩の弟重直も、將軍家綱の御側衆に召し出されており、左記の老中奉書は、そのことに關する文書である。（文書五）

御状令披見候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悦之旨、尤之事候、将亦、板倉重徳同氏筑後守儀、御前近可被召仕之旨被仰出、殊色々御懇之上意之趣被承及、於其方、重畳難有令存之由、得其意候、依之、爲御礼、被差越使者候、入念候段、可及上聽候、次其方同役早速被仰付、是亦忝之旨、承届候、恐々謹言、

(万治三年)

十一月廿六日

板倉内膳正殿(重徳)

(酒井忠清以下
老中四名連署)

とあつて、この文書の文面からも、重矩に対する將軍家綱の寵遇の様子を察し得るものがあるが、更に、次に引用する老中奉書からは、そのことが一層明らかに読み取れる。

重矩は、大坂定番在職中の寛文四年(一六六四)九月、將軍家綱の召しによつて江戸に参府し、謁見をたまわり、十一月二十一日、任地大坂へ帰るにあつて、相州行光の刀を賜つたことが、『寛政重修諸家譜』の重矩の事項にも記されているが、左記の老中奉書はまた、このときのことに関係する文書である。(文書六)

御状令被見候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悦旨、尤之事候、将又、先頃首尾好御暇、御腰物・黄金・呉服拝領、度々御前江被召出、御懇之上意、御用等御直被仰含、重畳難有被存之由、得其意候、且又、其方娘、其元江差登候様二と被仰出、忝之旨、承届候、因茲、爲御礼、被差越使者、御看一種進上之候、右之趣遂披露候処、一段之仕合候、次其表弥別条無之由、令承知候、恐々謹言、

(寛文四年)

十二月廿八日

板倉内膳正殿(重徳)

(酒井忠清以下
老中四名連署)

この文中に、重矩が江戸在府中、たびたび將軍家綱の御前に召されて、懇ろに、いろいろ上意を承り、御用のこ

となど、將軍みずから直に仰せ含められたと記されていることや、また、暇を下されて任地大坂へ帰るにあたって、特に、重矩の娘を同道してよいと仰せ出されていることなどからも、將軍家綱の重矩に対する恩寵の、極めて厚いことの一端をうかがい得る。

なお、この文書の文末のところに、「其表（大坂）いよいよ別条無きのよし」と記されているが、この言葉とは裏腹に、恐らくこの老中奉書が、まだ重矩の許に届いていないと思われる、年明けて寛文五年（一六六五）の年頭、大坂城には、極めて重大な出来事が起つたのである。

即ち、寛文五年の年が明けたばかりの正月二日の夜、大坂城天守閣に落雷があり、天守閣は炎上し、城内の番士たちの屋敷や米蔵なども類焼するという突然の大災害に見舞われたのである。この災害が起つたとき、大坂城京橋口の定番であつた板倉重矩のとつた機敏な処置について、『徳川実紀』¹⁹に、次のような記述が見られる。

寛文五年正月二日夜、雷城中に落かゝり、五重の櫓ごとくやけうせし時、思ひよらぬ事なれば、城内外、以の外周章して、門をいらんとするもの、出むとするもの、騒動大方ならず、重矩が守る処、京橋口なりしが、忽に柵を結び、柵の内に門を設て、甲乙人の乱入を禁ず。かねて近郷の民に下知し、城内もし急変あらば、これを符とし、郎従等が妻子を引つれ退けよとて、多の蛤貝の半をわかち、半には郎従が名をかきて民にあたへ、半は民の名をかきて郎従等にあたへ、配分したりしにより、この夜、彼民ども蛤の貝を持来る。をのく符を合せて、郎従が妻子を引連行しかば、郎従等、身にほだしなきまゝ、一筋に心をおなじくし、少しもさはがずそなへたる。いと見事なることなりとぞ。

と記している。なお、大坂城の天守閣は、このときの雷火に炎上して以後、現在の天守閣が、昭和六年（一九三三）に復興されるまで、二六六年の長い間、再建されることなく、その姿を消したのである。

板倉重矩の大坂在番中の寛文五年正月に、大坂城には、このような大きな災害があつたが、將軍家綱の信任の厚い重矩は、この年の暮、十二月に江戸へ召し返されて、老中の列に加えられた。時に重矩四十九歳であつたが、板倉氏一門にとつては、はじめての老中職である。そして、その翌年寛文六年七月には、武蔵国秩父・上野国碓氷・相模国中三郡の内で二万石を加恩されて、都合四万石を領した。

その後、老中の職にあること三年、寛文八年（一六六八）五月には、第三代の京都所司代であつた牧野親成が病のために職を辞したあとをうけて、板倉重矩が第四代の京都所司代を命ぜられてゐる。板倉氏としては、初代勝重・二代重宗に次ぐ三人目の京都所司代である。このとき、『徳川実紀』¹⁰に記されているところによれば、

世に伝ふる処は、当時公家年少の輩、不良のふるまひありて、淫風大に行はれしかば、これを督責するの任、尤難しとて、重矩、老臣の中よりゑらび、のぼせられしとぞ。

とあつて、公家の子弟たちの綱紀肅正の任をも帯び、それには重矩が最もふさわしい器量の人物として、將軍家綱から特に選び遣されたことを伝えている。

京都所司代として赴任後、朝廷（靈元天皇）より侍従に任ぜられ、また、寛文九年十一月には関白鷹司房輔の妹房子が、靈元天皇の女御として入内のことがあり、（のちに中宮、新上西門院）、このことに關しても、重矩の奉仕するところ多大であつたので、朝廷より、更に従四位上・近衛少將に叙任の沙汰もあつた。しかし、このときは、これを辞退しているが、京都所司代在職中を通じて、靈元天皇をはじめ、殊に後水尾法皇や明正・後西上皇からの、重矩に対する恩寵は、また極めて厚いものがあり、しばしば宮中や院御所に召されて参上し、朝廷と幕府との間の融和のことに力を尽している。¹¹

京都所司代の職にあること二年、重矩は、寛文十年十一月江戸へ召し返され、改めてまた老中の職に復した。そして翌年、寛文十一年二月には一万石を加増されて五万石となり、更に、その翌年、寛文十二年（一六七二）閏六月には、將軍家綱から、父祖の忠功、島原における戦功、大坂城雷火のときの処置、京都所司代としての勤労などのことに對する恩賞として、老中職はそのまま、下野国烏山城主に封ぜられ、（現、栃木県那須郡烏山町）、同時に、従来の所領を改めて、下野国那須、山城国久世・相楽・綴喜、摂津国住吉・西成・河辺・豊島、三河国額田・幡豆・碧海、上総国山辺・埴生の十三郡の内において五万石を恩賜された。

庭瀬藩板倉家の文書の中に、この翌年（寛文十三年）、二月二十六日の日付で、京都の前権大納言東園基賢から板倉重矩に宛てた一通の書状があり、それには、次のごときことが記されている。（文書七）

爲年頭勅使、伝奏衆被致参府候条、一書令啓達候、先以、其御地大樹御機嫌宜候由、珍重之御事ニ奉存候、此表、（靈元天皇）禁裏・院中、御安泰ニ候条、可被御心安候、御自分尤御堅威ニ御勤可被成と、是又目出度存候、然者、女御御方、珍重之御様子之由、此頃大概治定之御沙汰候、年来願存候処、珍重之御事と、皆々悦申候、当月五ヶ月に候条、内々御着帯之御沙汰可有之候様ニ、其沙汰候、貴方御悦令察候、猶期後喜之時候条、先如此二候、恐惶謹言、

（寛文十三年）

東園大納言

二月廿六日

基賢

板倉内膳正殿

この書状の中で、「女御御方、珍重之御様子之由、此頃大概治定之御沙汰候」とあるのは、靈元天皇の女御鷹司房子（新上西門院）の御懐妊のことがはつきりした旨を伝えたもので、当月すでに妊娠五ヶ月なので、内々御着帯の沙汰があるであろうとしている。この鷹司房子が、靈元天皇の女御として入内したのは、前記のごとく、板倉重

矩の京都所司代在職中のことで、重矩もそのことに深くかかわっていた事情もあって、中園基賢が、特に女御の御懐妊の旨を重矩に伝えて、「貴方御悅、察せしめ候」と述べているのである。

このとき女御鷹司房子の腹にあつた御子が、女二の宮榮子内親王であつて、寛文十三年八月二十三日の御誕生である。⁽¹³⁾『徳川実紀』にも、この姫宮の誕生について、「この廿三日、京にて女御御平産、姫宮生れ給ひし注進あり」と記し、九月七日には、この姫宮の誕生を祝する將軍からの賀使として、高家吉良上野介義央が上洛を命ぜられて、靈元天皇に太刀一振・馬代銀三百枚、女御に銀二百枚、姫宮に産衣十重、後水尾法皇に太刀一振・馬代銀百枚、明正上皇に縮緬二十卷、後西上皇に時服十、女御の兄である関白鷹司房輔に太刀一振・馬代銀五十枚などが献上されたことを伝えている。

中園基賢から、女御鷹司房子御懐妊を知らせる書状が届いてのち間もない、この年五月の中頃から、板倉重矩は病の床に臥する身となつたが、このとき將軍家綱は、重矩の弟の御側衆板倉重直に、重矩の許に赴いて昼夜看侍するよう命ぜられ、また、しばしば病状を問う見舞の上使が遣されているが、このような將軍の懇志も効なく、重矩は寛文十三年五月二十九日卒去した。⁽¹⁴⁾したがつて、前記の中園基賢の書状によつて女御懐妊のことは知つたが、榮子内親王の誕生のことは知ることなくして世を去つたことになる。時に重矩五十七歳であつた。

六

板倉重矩は、江戸初期の板倉家一門の中でも、伯父重宗と並んで、秀れた才幹の人物として、將軍家や朝廷からの恩寵も殊に厚いものがあつたが、その死に臨んで書きのこした『板倉重矩遺書』が、現在、内閣文庫に所蔵されている。⁽¹⁵⁾この遺書は、重矩の嗣子重種⁽¹⁶⁾に書き与えたものであつて、まず、その書の前文に、

我病付、死近く覚候間、其方へいさめべき事有、書付候、是を見勤めば、忠たり孝たり、其身まつたからん。

として、五ヶ条に分けて、心得べきことを書き記している。

その第一条には、忠孝のことは今更いうまでもないが、「人の主たる身の、学文なくば政道なりがたし」として、四書・五経・七書の類をよく学んで、その書に示されている理を具にすべきことを述べ、第二条には、

其方生付、賢実なる故、物毎へんくつ偏題なる事有べし。能く人をしたし題み、異見を請け、下々乞懇ろに言葉をかけ、我に物いひよき様にして、身の上をいはず聞、其人の才智を知るべし。

と記して、独善になることなく、よく人の言に耳を傾けるべきことを述べている。次の第三条では、

主人たる者は、賞罰正しき所に有。然るに、多くは其惡をあらため、是を罰すばかりにて、善人を尋出し、賞をあたふる事希希也。

と記し、主たる者は、賞罰を明らかにすることが大切であるが、一般には、悪ばかりを見出して、これを罰することの方が多い。しかし、そのことよりも、もつと肝要なことは、よく善を尋ね出して、これを賞することであると、「上に善人を愛すれば、下おのづから善に帰すべきと也」と述べている。第四条には、

先ず我心を知つて、壺所にこりかたまらぬやうにして、(中略)尤も身の上を人にいはず聞、我心を穿鑿せよ。

として、惣じて、自分に対する褒めへつらいの言葉は、言う方もいいやすく、聞く耳にも入りやすいものであるが、大切なことは、人からの批判の言葉をよく受け入れて、「我と我が善惡を穿鑿すべし」といい、最後の第五条では、まず「人は恥を知るを宝とす」と述べた上で、今の世情を批判して、

天下静謐なるまゝ、武士道嗜なく、我俣ばかり多、いやしき心こころ指出来、下々共に機嫌取の奉公人多く集む。

先年の法にも、「文を左、武右にして」と仰出さる。其はげみはなく、身代ならず、拝借のねがひ、我身わがみらくがらする心入ばかり、朝夕思ふ人多。口惜からずや。大分の所領をけがし、人の歎きをも知らず、浅ましき事

どもなり。何ほどの書を読ても、慎まざれば益なし。

と論している。

このように、板倉重矩は、その死期近きにあたって、一一みずからの体験に基づいて、主たる者の深く心に留めおくべき道を、五ヶ条にわたって、嗣子重種への教えの言葉として書きのこしたのである。

七

父重矩の死期近きにあたって、右のごとき遺言の教諭をうけた板倉重種は、その後、延宝五年（一六七七）六月、奏者番に補せられて、寺社奉行を兼ね、更に、延宝八年五月將軍家綱が死去して、徳川綱吉が五代將軍となった直後の、同年九月には、父重矩につづいて、板倉氏としては二人目の老中の職を拝した。そして、その翌年、天和元年（一六八一）二月には、封地を、それまでの下野国烏山を改めて、武蔵国岩槻（現、埼玉県岩槻市）に移封された上、一萬石の加恩をうけて、都合六萬石を領するに至り、幕府の閣老として昇進の道は順調のごとくであった。

しかるに、この年の十一月に至って、將軍綱吉の勘気を蒙ることあつて、さきに加増された一萬石を削られ、五萬石に減封の上、封地も、武蔵国岩槻から信濃国埴科郡坂本（現、長野県埴科郡坂城町）へ移されて蟄居した。そして、天和三年（一六八三）五月には、所領返上のことも上申したが、板倉氏祖先代々の功勞によつて、五萬石の所領は安堵され、この五萬石の内、三萬石を嫡男重寛に譲り、また残りの二萬石は、重種の兄重良の子で、重種の許で養育されていた甥の重宣に分封して隠居し、その後、二十二年を経た宝永二年（一七〇五）九月、この地において没した¹⁷。

重種から天和三年二萬石を分与された板倉重宣は、信濃国伊奈・佐久、上総国市原三郡の内に知行地を持って、別に家を興し、上総国市原郡高滝（現、千葉県市原市高滝）を居所とした。しかし、この重宣は、その翌年、貞享

元年（一六八四）八月、二十一歳の若さで死去したので、その死期に臨んで、当時丹波国園部藩主であつた小出英知（まこと）の三男重高を養子に迎えて遺領を継がしめた。

この板倉重高が、それから十五年後の元禄十二年（一六九九）二月、知行所を備中国賀陽・都宇・小田三郡の内に移されて、賀陽郡庭瀬を居所とし、備中庭瀬藩板倉氏の祖となつて、以後、幕末に及んだのである。

なお、板倉氏の宗家は、第二代の重宗のあと、重宗の孫重常のとき、寛文九年（一六六九）に、下総国関宿から伊勢国鈴鹿郡龜山城主（五万石）に移封され、（現、三重県龜山市）、更に、それから三代後の勝澄のとき、延享元年（一七四四）三月に、伊勢国龜山から、知行所を備中国上房・川上・賀陽・下道・哲多・阿賀・浅口七郡の内に移され、上房郡松山城（現、岡山県高梁市）を居所として、五万石を領し、以後、幕末に及んでいる。

従つて、江戸中期、將軍吉宗の治世の末年である延享元年以後、明治維新の廃藩にいたるまでの、江戸時代後半期には、板倉氏の宗家は、備中国中部の松山藩主（五万石）、庶家の板倉氏は、備中国南部の庭瀬藩主（二万石）として、それまで、共に幾たびかの所替えを経ながら、最後、同じ備中国内の領主として並立していたのである。

注

(1) 『寛政重修諸家譜』巻第八十二、「板倉重昌」の事項。

(2) 『徳川実紀』寛永十四年十一月十日の条の記事によれば、島原への上使として板倉重昌派遣のことが決定されたとき、柳生但馬守宗矩は、これに強く反対の意を示し、「内膳（重昌）位浅く禄少し。一旦は御使の事ゆへ、西国の大名等その下知にしたがふといへども、案の外に時

日のびて、せめあぐまば、いかに思ふとも、せんかたなかるべし。その時にいたり、かきかねて家門の貴族か、ま

た宿老の権威ある輩をゑらび、御使立られば、内膳なに面目ありてか、そのまゝ帰り来るべき、あたらしき武士一人みすみす討死せしめん事、まことおしきことならずや」と、その派遣を取止めるべきことを閥老に進言したが容れられなかつたとしている。しかし結果的には、宗矩の言のごとく、やがて老中松平信綱が、重ねて上使として派遣されることとなる。

(3) 『徳川実紀』寛永十五年正月十二日の条には、「この日（正月元日）有馬土討死九十四人、雑兵千百余人、鍋島

士討死三百八十三人、雑兵二千五百余人、松倉士十七人、雑兵三百二十七人、諸大名使者三十余人、都合討死・手負四千余人。城中には手負・死人九十余人ばかりなりしとぞ」と記している。

- (4) 『徳川実紀』には、右の記事につづいて、板倉重昌の辞世についての記事も載せているが、それには、「その中にも哀なる事は、内膳正重昌、今朝、試筆の心によ、出陣前に筆をそめて、去年のけふは江城にて烏帽子の緒をしめ、今年の今日は島原にて兜の緒をしめ、はや打立候とありて、奥に、

あらたまのししの始に散花の名のみ残らば先がけとし

れ
とかきしぞ、ながき世のかたみとはのこりける」とあつて、和歌の「年に任せてさく花の」が、「ししの始に散花の」となっている。前者は、新年とともに、自分が立派な功績を立てて、まさに「咲く花」となることを願いつつ、もし討死することがあればの意であるのに対して、後者は、「年の始めに散る花」として、このとき、すでに「散る花」となることを覚悟しての、文字通り辞世であることになり、歌意にやや相違がある。勿論、『徳川実紀』の記事の方が、誤り伝えていることは明らかである。

- (5) 『徳川実紀』明暦三年正月十九日の条。
(6) 同右、明暦三年二月廿九日の条。
(7) 『寛政重修諸家譜』巻第四十九、「松平（保科）正之」

備中庭瀬藩板倉家伝来の古文書覚

の事項に、明暦の大火のあと、炎上した江戸城天守閣再建のことが、幕府の閣老のあいだで議せられたとき、保科正之が、「天守は近世の事にて、実は軍用に益なく、唯觀望に備ふるのみなり。之が為に人力を費すべからず」と主張して、天守閣復興のことは沙汰止みとなり、この明暦三年正月に炎上して以後、江戸城の天守閣は、ついに再建されることなく、その姿を消したのである。保科正之は、二代將軍秀忠の四男、三代將軍家光の異母弟で、慶安四年（一六五一）家光が死去して、嫡子家綱が新將軍となつたとき、兄家光の遺言によつて、若い家綱（十一歳）輔佐の任にあつた。

- (8) 大坂定番は、大坂在番・城番ともいい、大体、一・二万石の譜代大名が、この職に任ぜられた。当時、板倉重矩・石川総長、共に二万石の大名である。

- (9) 『徳川実紀』延宝元年（寛文十三年）五月廿九日、板倉重矩死去の日の記事。

- (10) 同右、寛文八年十月廿五日の条。
(11) 『寛政重修諸家譜』巻第八十二、「板倉重矩」の事項。

- (12) 同右。

- (13) 栄子内親王は、靈元天皇の第二皇女で、第一皇女は、寛文九年二月誕生後、五ヶ月にして薨去し、廬山寺に葬つて知光院宮と号した。栄子内親王は、こののち貞享三年（一六八六）十一月、十四歳で、二条綱平（当時、権大納言、十五歳。のちに関白となる）に嫁し、延享三年（一七四六）三月、七十四歳で薨去。嵯峨の二尊院に葬

られて、妙功德院宮と号した。東山天皇より二歳年上の姉宮である。（『本朝皇胤紹運録』・『公卿補任』参照）

(14) 『徳川実紀』延宝元年（寛文十三年）五月廿四日・廿九日の条。

(15) 『日本思想大系』二七、「近世武家思想」所収。

(16) 板倉重種は、重矩の三男で、はじめ重矩の弟重直の養子となっていたが、寛文十二年九月、長兄重良が病弱の

ため廃嫡となり、次兄重澄は早世していたので、重種が、重矩の家に帰って、家督を継いだのである。

(17) 『徳川実紀』天和三年五月十八日の条。『寛政重修諸家譜』卷第八十二、「板倉重種」の事項。

(18) 『寛政重修諸家譜』卷第八十二、「板倉重宣・重高」の事項。